

第1章 総則

(公安委員会にする申請等の経由先)

第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)等及びこの規則により兵庫県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対してする申請、届出その他の手続は、次の各号に掲げるものを除き、当該手続をしようとする者の住所地を管轄する警察署長(以下「署長」という。)を経由してするものとする。

- (1) 法第59条第2項ただし書(自動車のけん引許可)の申請にあつては、当該自動車の出発地を管轄する署長を経由してするものとする。
- (2) 当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長を経由してするものは、次のとおりとする。
 - ア 法第74条の3第5項(安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。))の選任及び解任)の届出(規則第9条の12に掲げる届出事項等の変更の届出を含む。)
 - イ 規則第9条の9第1項第2号(公安委員会の教習及び認定)及び同条第2項第2号(公安委員会の認定)の申請
 - ウ 令第13条第1項(緊急自動車の届出及び指定)の届出又は指定の申請
 - エ 令第13条第1項及び第14条の2(届出又は指定申請により交付を受けた指定証等)の記載事項の変更の届出並びに再交付の申請及び返納
 - オ 令第14条の2(道路維持作業用自動車の届出及び指定)の届出又は指定の申請
 - カ 法第75条第10項(自動車の使用制限標章の除去)の申請
 - キ 令第32条の3、第32条の4、第32条の5第1項又は同条第2項(緊急自動車の運転資格の審査)の申請
- (3) 法第74条の3第8項(安全運転管理者等に対する講習の通知)の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請にあつては、兵庫県警察本部交通部交通企画課長を経由してするものとする。
- (4) 兵庫県警察本部交通部運転免許課長(以下「免許課長」という。)を経由してするものは、次のとおりとする。
 - ア 法第97条の2第1項第3号イ(認知機能検査)の規定による検査の申請
 - イ 法第101条第1項(免許証の更新及び定期検査)及び法第101条の2第1項(免許証の更新の特例)の更新申請書の提出(別表第1に掲げる地域に住所を有する者に係る申請に限る。)
 - ウ 法第101条の2の2第1項(更新の申請の特例)の更新申請書の提出
 - エ 法第107条の7第2項(国外運転免許証の交付)の申請
 - オ 法第108条の2第1項第2号(取消処分者講習)に掲げる講習(以下「取消処分者講習」という。)の申請
 - カ 法第108条の2第1項第11号(免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習)に掲げる講習の申請(免許証の更新を受けようとする者に対する講習の申請にあつては、別表第1に掲げる地域に住所を有する者及び第101条の2の2第1項に規定する者に係る申請に限る。)

- キ 法第108条の2第1項第12号(更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者(以下「高齢更新者」という。又は法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者(以下「高齢特定失効者」という。))に対する講習)に掲げる講習の申請(高齢特定失効者に対する講習の申請に限る。)
- ク 法第108条の4第2項(指定講習機関)に規定する取消処分者講習に係る指定講習機関の指定の申請
- ケ 令第37条の6第2号又は令第37条の6の2第1号の規定による講習で運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第2条第1項第1号又は第2号の表区分一の項に掲げる受講者に応じそれぞれの表の下欄に定める講習の基準に適合するもの(以下「特定任意高齢者講習(簡易)」という。)の申請
- コ 令第37条の6第2号又は令第37条の6の2第1号の規定による講習で講習規則第2条第1項第1号又は第2号の表区分二の項に掲げる受講者に応じそれぞれの表の下欄に定める講習の基準に適合するもの(以下「特定任意高齢者講習」という。)の申請
- サ 令第37条の7第2項第1号(臨時適性検査)に規定する検査の申請(別表第1に掲げる地域に住所を有する者に係る申請に限る。)
- シ 指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項及び第3項、第9条第1項及び第2項、第11条、第13条並びに第14条第1項に規定する届出及び提出(取消処分者講習に係るものに限る。)
- ス 講習規則第2条第1項第1号及び第2号の表区分一の項に規定する公安委員会の確認(以下「チャレンジ講習」という。)の申請
- セ 講習規則第4条第2項第2号に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の申請
- ソ 第20条第2項に規定する取消処分者講習終了証書の再交付の申請
- タ 第20条第4項に規定する取消処分者講習終了証書の再交付の報告
- チ 第23条第3第2項に規定する認知機能検査員講習終了証書の再交付の申請
- (5) 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由してするものは、次のとおりとする。
 - ア 法第89条第1項(免許の申請)の申請(第14条第1項第3号の規定により警察本部長が指定する警察署及び警部派出所で行う運転免許試験(以下「免許試験」という。)の申請を除く。))及び法第89条第2項(技能検査)の申請
 - イ 法第98条第2項(自動車教習所)に規定する自動車教習所の設置者又は管理者からの届出
 - ウ 法第99条第1項(自動車教習所の指定)の申請
 - エ 法第99条の4(職員に対する講習)の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請
 - オ 法第100条の2第5項(再試験)に規定する再試験を行う旨の通知を受けた場合の当該再試験の申込
 - カ 法第108条の2第1項第4号から第8号まで(大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二))に掲げる講習の申請
 - キ 法第108条の3第2項(初心運転者講習の手続)に規定する講習の通知を受けた場合の当該講習の申請

- ク 法第108条の4第2項(指定講習機関)に規定する初心運転者講習(法第108条の2第1項第10号に掲げる講習をいう。以下同じ。)に係る指定講習機関の指定の申請
 - ケ 令第34条第3項第2号(旅客自動車運転教習施設の指定)の申請
 - コ 令第34条第4項第2号(旅客用車両けん引自動車運転教習施設の指定)の申請
 - サ 規則第18条の5(限定解除審査の申請の手続)の申請
 - シ 指定講習機関に関する規則第4条第1項及び第3項、第9条第1項及び第2項、第11条、第13条並びに第14条第1項に規定する届出及び提出(初心者運転講習に係るものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる届出、申請及び返納の手続は、兵庫県警察本部交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)又は署長(第5号の申請にあっては、第2条の2第1項第1号に規定する用務に係る区域を管轄する署長に限る。)を経由してすることができる。
- (1) 法第45条の2第1項(高齢運転者等が運転する普通自動車)の届出及び同条第2項(高齢運転者等標章の交付)の申請
 - (2) 法第45条の2第3項(高齢運転者等標章の再交付)の申請
 - (3) 法第45条の2第4項(高齢運転者等標章)の返納
 - (4) 規則第6条の3の3(高齢運転者等標章の記載事項の変更)の届出
 - (5) 第2条の2第2項第1号(禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章)の申請
 - (6) 第2条の2第2項第2号(駐車禁止除外指定車標章)の申請
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる届出及び申請の手続きは、免許課長を経由してすることができる。
- (1) 法第94条第1項(免許証の記載事項の変更)の届出
 - (2) 法第94条第2項(免許証の再交付)の申請
 - (3) 法第101条第1項(免許証の更新及び定期検査)及び法第101条の2第1項(免許証の更新の特例)の申請(別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係る申請に限る。)
 - (4) 法第101条の4第2項(認知機能検査)の規定による検査の申請
 - (5) 法第104条の4第1項(申請による免許の取消し)の申請
 - (6) 法第104条の4第5項(運転経歴証明書の交付)の申請
 - (7) 法第108条の2第1項第3号(免許の保留又は免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習)に掲げる講習の申請
 - (8) 法第108条の2第1項第11号(免許の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習)に掲げる講習の申請(別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係る申請に限る。)
 - (9) 法第108条の2第1項第12号(高齢更新者又は高齢特定失効者に対する講習)に掲げる講習の申請(高齢更新者に対する講習の申請に限る。)
 - (10) 法第108条の2第1項第13号(免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をしたものに対する講習)に掲げる講習の申請
 - (11) 令第37条の6第2号の規定による講習で講習規則第2条第1項第2号の規定により同規則第1条に掲げる講習の基準に適合するもの(以下「特定任意講習」という。)の申請
 - (12) 令第37条の7第2項第1号(臨時適性検査)に規定する検査の申請(別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係るに申請に限る。)
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請の手続は、別表第1の2に掲げ

る警察署長を経由してすることができる。

- (1) 法第101条第1項(免許証の更新及び定期検査)及び法第101条の2第1項(免許証の更新の特例)の申請(法第92条の2に規定する優良運転者又は法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講した者に該当する者に係る申請に限る。)
 - (2) 法第108条の2第1項第11号(免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習)に掲げる講習の申請(免許証の更新を受けようとする者に対する講習であって、法第92条の2に規定する優良運転者に該当する者に係る申請に限る。)
- 5 第1項の規定にかかわらず、取消処分者講習の申請は、署長を経由してすることができる。

第1章の2 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等 (指定の手續)

第1条の2 令第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定を受けようとする者又は令第14条の2第2号の規定により道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、**緊急自動車** 指定申請書(様式第1号)により申請しなければならない。
道路維持作業用自動車

- 2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは緊急自動車指定証(様式第2号)を、道路維持作業用自動車の指定をしたときは道路維持作業用自動車指定証(様式第3号)をそれぞれ交付して行うものとする。

(届出の手續)

第1条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出又は令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出は、**緊急自動車** 届出書(様式第4号)を提出して行わなければならない。
道路維持作業用自動車

- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車にあつては緊急自動車届出確認証(様式第5号)を道路維持作業用自動車にあつては道路維持作業用自動車届出確認証(様式第6号)をそれぞれ交付するものとする。

(指定証等の備付け等)

第1条の4 前2条の規定により緊急自動車指定証、道路維持作業用自動車指定証、緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証(以下この条において「指定証等」という。)の交付を受けた者は、当該指定又は届出に係る自動車に、当該指定証等を備え付けておかななければならない。

- 2 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更を生じたときは、**緊急自動車指定証** 記載事項変更届(様式第7号)に指定証等を添えて、**道路維持作業用自動車届出確認証**

速やかに公安委員会に届け出なければならない。

- 3 指定証等の交付を受けた者は、指定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、**緊急自動車指定証** 再交付申請書(様式第8号)により、速や
道路維持作業用自動車届出確認証

かに公安委員会に指定証等の再交付を申請しなければならない。

- 4 指定証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに公安委員会に指定証等(第2号の場合にあつては発見し、又は回復した指定証等)を返納しなければならない。

- (1) 当該緊急自動車を緊急の用務に、当該道路維持作業用自動車を道路維持作業の用務に使用しなくなったとき、又は使用できなくなったとき。

(2) 指定証等の再交付を受けた後において亡失した指定証等を発見し又は回復したとき。

第1章の3 交通規制等

(交通規制の対象から除く車両)

第2条 法第4条第2項の規定により、最高速度の規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 緊急自動車

(2) 交通の取締りに従事している警察用自動車(最高速度の規制が令第11条に定める速度未満の場合に限る。)

2 法第4条第2項の規定により通行の禁止(一方通行及び指定方向外進行禁止を除く。)の規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工作物の損壊、危険物の爆発、火災その他の変事が発生した場合に、被害を防止し、又は被害を軽減するため使用中の車両

(2) 応急の救護を要する傷病者を搬送するため使用中の車両

(3) 犯罪の鎮圧若しくは捜査又は交通取締り若しくは交通事故の捜査その他警察責務遂行のため使用中の車両及び当該車両が随伴する車両

(4) 令第14条の2の規定による道路維持作業用自動車で、道路の維持、修繕等の作業のため使用中のもの

(5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の自動車

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく一般廃棄物収集(専ら再生利用のための収集を除く。)のため使用中の車両

(7) 次に掲げる車両で、**通行禁止**
駐車禁止除外指定車標章(様式第9号。以下「禁止除外
時間制限駐車区間

車標章」という。)を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、同法第17条に規定する健康診断、同法第21条に規定する移送、同法第27条に規定する感染症の病原体に汚染された場所の消毒、同法第28条に規定するねずみ族、昆虫等の駆除、同法第29条に規定する物件に係る措置、同法第31条に規定する生活の用に供される水の使用制限等、同法第33条に規定する交通の制限若しくは遮断又は同法第35条に規定する質問及び調査のため使用中の自動車

イ 電気、ガス、水道又は電話の緊急を要する修復工事のため使用中の車両

ウ 日刊新聞を販売所へ搬送するため使用中の車両

エ 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のため使用中の自動車

オ 環境基本法(平成5年法律第91号)第28条又は第36条の規定に基づき国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両

カ 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する郵便物の集配のため使用中の車両

キ 裁判所法(昭和22年法律第59号)第62条に規定する執行官による民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく強制執行等(迅速に行う必要があるものに限る。)のため使用中の車両

3 前項の通行の禁止の規制のうち、通行を禁止する車両を危険物積載車両(別表第2及び別表第3の「表示」欄に掲げる物質を積載する車両をいう。)とするものの対象から除く車両は、別表第3の「表示」欄に掲げる物質を積載する車両のうち、同表の「車両の種類」

欄に掲げるもので、かつ、同表の「要件」欄に掲げる要件を満たすものとする。

4 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止並びに法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、第2項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪の鎮圧若しくは捜査又は交通の取締り若しくは交通事故の捜査その他警察責務の遂行に関し警察官又は交通巡視員から現に停止を求められている車両
- (2) 次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車標章（様式第10号）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの
 - ア 急を要する傷病者の往診等のため使用中の車両
 - イ 歯科医師が往診のため往診歯科診療器材を搭載し、又は携帯用往診歯科診療器材を搬送している車両
 - ウ 当該車両の自動車検査証に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載された車両で患者又は車いす利用者を輸送するために使用中のもの
 - エ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - オ 法第51条の12第1項に規定する放置車両確認機関が確認事務を行うため使用中の車両
- (3) 次に掲げる者が現に使用中の車両（オに掲げる者に係る車両にあっては、日出から日没までの間において使用中の車両）で、駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を当該車両の前面の見やすい場所に掲示しているもの
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
平衡機能障害		3級
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の機		1級、3級及び4級

能障害	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓の機能障害	1級から3級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
上肢不自由	1級及び2級（2級にあつては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠くものに限る。）

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症

	までの各頂症
上肢不自由	特別頂症から第3頂症 までの各頂症

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

エ 兵庫県療育手帳制度要綱（昭和49年2月27日付け）又は神戸市療育手帳制度実施要綱（昭和49年2月28日付け）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、重度に該当する障害を有するもの

オ 色素性乾皮症患者

（除外標章の交付等）

第2条の2 禁止除外車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「除外標章」という。）の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる除外標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) 前条第2項第7号及び同条第4項第2号に掲げる車両に係る除外標章 兵庫県の区域内において同条第2項第7号アからキまで又は同条第4項第2号アからオまでに規定する用務のいずれかを行おうとする者

(2) 前条第4項第3号に掲げる車両に係る除外標章 兵庫県の区域内に住所を有する同号アからオまでのいずれかに該当する者

2 除外標章の交付を受けようとする者は、**通行禁止 駐車禁止 除外指定車標章交付申請書 時間制限駐車区間**

（様式第12号）に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類又はその写しを添えて公安委員会に申請するものとする。

(1) 前項第1号に掲げる除外標章の申請 次に掲げる書類

ア 前項第1号の用務に係る車両に該当することを疎明する書類

イ 自動車検査証

(2) 前項第2号に掲げる除外標章の申請 次に掲げる書類

ア 前項第2号に掲げる者に該当することを疎明する書類

イ 除外標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証

3 公安委員会は、前項の申請に基づいて審査し、前項第1号に掲げる申請に係る車両が第1項第1号の用務に係る車両に、前項第2号に掲げる申請を行った者が第1項第2号に掲げる者に、それぞれ該当すると認めるときは、除外標章を交付するものとする。この場合において、除外標章の有効期間は、交付の日から起算して、同項第1号に掲げる除外標章にあつては1年、同項第2号に掲げる除外標章にあつては3年とする。

4 前条第2項第7号並びに同条第4項第2号及び第3号に掲げる車両の運転者は、当該除外に係る通行又は駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に除外標章を掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。

5 除外標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があつたときは、これに従うこと。

(2) 除外標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由の範囲を超えて使用しないこと。

(3) 除外標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

6 公安委員会は、除外標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該除外標章の返納を命ずることができる。

7 除外標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該除外標章(第3号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した除外標章)を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 除外標章の有効期間が経過したとき。

(2) 除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 亡失のため、新たに除外標章の交付を受けた場合において、亡失した除外標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から除外標章の返納を命ぜられたとき。

(署長が行う交通規制)

第2条の3 法第5条第1項の規定により署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項各号に規定するものとする。

(通行の許可)

第3条 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため使用する車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

(2) 貨物の集配、冠婚葬祭その他の業務上又は社会の慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

2 署長は法第8条第2項の規定による許可をするときは、規則第5条に規定する許可証のほか、^{歩行者用}道路通行許可車標章(様式第13号。以下「通行許可車標章」という。)を交付するものとする。

3 許可を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行をしている間、通行許可車標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。

(署長の駐車許可)

第3条の2 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合(第4項の規定により条件を付すことにより、該当することとなる場合を含む。)に、行うものとする。

(1) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

(2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えないこと。

(3) 駐車禁止の規制が実施されている場所(法第45条第2項に規定する余地がないこととなる場合又は放置駐車となる場合にあつては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

(4) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(5) 次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴わない用務

(6) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道

- 路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
- 2 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に、行うものとする。
- (1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
 - (2) 当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - (3) 当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
 - (4) 次に掲げる用務のいずれにも該当すること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務
 - イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車がおよそ不可能と認められる用務
 - ウ 法第77条第1項に規定する行為を伴わない用務
 - (5) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
- 3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第14号）に、次に掲げる書類又はその写しを添えて当該駐車場所を管轄する署長に申請しなければならない。ただし、当該駐車許可の期間が7日未満である場合にあっては、駐車許可申請書に記載すべき事項を口頭で申告するものとし、この場合において、当該申告を受けた署長は、警察本部長が定めるところにより、当該事項を記録するものとする。
- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
 - (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図
(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書類
- 4 署長は、第1項又は第2項の規定により駐車許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 5 署長は、第1項又は第2項の駐車許可をするときは、駐車許可車標章（様式第15号）を交付するものとする。ただし、当該駐車許可の期間が7日未満であるときは、**臨**と記した駐車許可車標章を交付するものとする。
- 6 駐車許可車標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に駐車許可車標章を掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。
- 7 駐車許可車標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。
 - (2) 駐車許可車標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。
 - (3) 駐車許可車標章を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。
- 8 駐車許可車標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可車標章（第3号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可車標章）を署長に返納しなければならない。
- (1) 駐車許可車標章による駐車許可の期間が経過したとき。
 - (2) 駐車許可車標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 亡失のため、新たに駐車許可車標章の交付を受けた場合において、亡失した駐車許可車標章を発見し、又は回復したとき。

(高速自動車国道等における権限)

第4条 法第114条の3の規定により、法に規定する署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものは、当該高速自動車国道及び自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

(信号に用いる燈火)

第5条 令第5条第1項に規定する信号に用いる燈火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 色 赤色又は淡黄色
- (2) 光度 50メートルの距離から確認できるもの

第2章 車両の交通方法

(軽車両が道路を通行する場合の燈火)

第6条 令第18条第1項第5号に規定する軽車両(そり及び牛馬を除く。以下同じ。)がつけなければならない燈火は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯
- (2) 橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から確認することができる性能を有する尾灯

2 軽車両が夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67条)第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射した場合にはその反射光を照射位置から容易に確認できる橙色又は赤色の反射器材を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、前項第2号に定める尾灯をつけることを要しない。

(公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限)

第6条の2 令第22条第3号八の公安委員会が定める自動車は、別表第3の2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号八の公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

(軽車両が乗車又は積載の制限)

第7条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。
 - ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。
 - (ア) 16歳以上の運転者が、6歳未満の者1人を幼児用座席に乗車させている場合
 - (イ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合
 - (ウ) 16歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。)の幼児用座席に6歳未満の者2人を乗車させている場合
 - (エ) 16歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の者1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合
 - (オ) 運転者以外の者の用に供する一の乗車装置を備える自転車の運転手が、その乗車装置に1人を乗車させている場合

- (カ) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、2人以下の人員をその乗車装置に応じて乗車させている場合
 - イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。
- (2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。
 - ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラム(重荷用の構造のものにあつては60キログラム)を、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。
 - イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。
 - ウ 大車(荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。)にあつては750キログラムを超えないこと。
 - エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては、450キログラムを超えないこと。
- (3) 積載物の長さ、幅又は高さの制限は、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこととする。
 - ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの
 - イ 幅 自転車にあつてはその積載装置、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの
 - ウ 高さ 2メートル(牛馬車にあつては、3メートル)からその積載をする場所の高さを減じたもの
- (4) 積載の方法の制限は、次のとおりとする。
 - ア 自転車にあつてはその積載装置の前後から0.3メートルを、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の前後から0.6メートルをそれぞれ超えないこと。
 - イ 自転車にあつてはその積載装置、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートルをそれぞれ超えてはみ出さないこと。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第8条 法第60条の規定により自動車以外の車両によってするけん引は、けん引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車により、けん引されるための装置を有するリヤカー1台をけん引する場合を除き、これを行ってはならない。

第3章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第9条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) みだりに他の車両の通行を妨げるような遅い速度で進行しないこと。
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (3) 積雪又は凍結している道路において、自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転するときは、スノー・タイヤ(接地面の突出部が50パーセント以

- 上摩耗していないものに限る。)を全車輪に装着し、又はタイヤ・チェーンを取り付けるなど効果的な滑り止めの措置を講ずること。
- (4) 後者境の効用を失わせるような状態で、カーテン、ブラインド等が用いられている自動車を運転しないこと。
 - (5) またがり式座席のある二輪の自動車を人に乗車させる場合は、前向きにまたがらせること。
 - (6) 自動車又は原動機付自転車を運転してこう配の急な下り坂で区間の長い場所を通行しようとするときは、その直前において当該車両のハンドル及びブレーキを検査すること。
 - (7) げた、その他安全な運転に支障のあるものを履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
 - (8) 普通自動二輪車(原動機の大きさが、総排気量については、0.125リットル以下、定格出力については、1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
 - (9) 有効な性能の警音器を備えない自転車を運転しないこと。
 - (10) 傘を差し、物を担ぎ、若しくは物を持つなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
 - (11) 自転車を運転するときは、携帯電話を私用しないこと。ただし、携帯電話を手で保持することなく、かつ、その映像面を注視することなく使用することができる場合にあっては、この限りでない。
 - (12) 安全な運転に必要な音声を聞き取ることが不可能又は著しく困難な程度の音量で、音楽等を聴取しないこと。

第3章の2 安全運転管理者等

(安全運転管理者等の選任等の届出)

- 第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任若しくは解任の届出又は次項に規定する届出事項の変更の届出は、届出書(安全運転管理者については安全運転管理者に関する届出書(様式第16号)、副安全運転管理者については副安全運転管理者に関する届出書(様式第17号)をいう。以下同じ。)2通を提出して行うものとする。
- 2 届出書の記載事項中、届出者(使用者、代理人等)の氏名又は名称及び住所、安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位、自動車の使用の本拠の名称及び位置に変更があったときは、変更の日から15日以内に届け出なければならない。
 - 3 規則第9条の13第1項後段に規定する選任の届出書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合にあっては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する登録証明書の抄本)
 - (2) 履歴書(様式第18号)
 - (3) 職務
経歴証明書(様式第19号)
運転
 - (4) 自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)第9条に規定する

運転記録証明書(届出前一月以内の発給日付けのものに限る。)

- (5) 届出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.5センチメートルの写真
- 4 規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく公安委員会の行う教習を受けた者の選任の届出は、前項に規定する添付書類のほか、教習修了証書の写しを添付しなければならない。
- 5 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定に基づく公安委員会の認定を受けた者の選任の届出は、第3項第1号から第4号までに規定する書類に代えて、安全運転管理者については安全運転管理者資格認定書の写しを、副安全運転管理者については副安全運転管理者資格認定書の写しを添付するものとする。
- 6 第1項に規定する安全運転管理者等の選任の届出があった場合において、規則第9条の9第1項に規定する要件を備えていると認めるときは安全運転管理者証(様式第20号)、規則第9条の9第2項に規定する要件を備えていると認めるときは副安全運転管理者証(様式第21号)を交付するものとする。

(認定の申請等)

- 第9条の3** 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定に基づく公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者等資格認定申請書(様式第22号)に前条第3項第1号から第4号までに規定する書類を添えて申請しなければならない。
- 2 前項の申請により認定したときは、安全運転管理者については安全運転管理者資格認定書(様式第23号)、副安全運転管理者については副安全運転管理者資格認定書(様式第24号)を交付するものとする。

(教習の申請等)

- 第9条の4** 規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく公安委員会の行う教習を受けようとする者は、教習受講申請書(様式第25号)を提出するものとする。
- 2 規則第9条の9第1項第2号に規定する教習の時間は、3時間とする。
 - 3 前項の教習を終了したものに対しては、教習修了証書(様式第26号)を交付するものとする。

(解任の命令)

- 第9条の5** 法第74条の3第6項の規定により安全運転管理者等の解任を命ずるときは、解任命令書(様式第27号)によって行うものとする。

(安全運転管理者等講習の申請)

- 第9条の6** 法第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けようとする者は、安全運転管理者等講習受講申請書(様式第28号)を提出するものとする。

(安全運転管理者等講習の講習時間)

- 第9条の7** 法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習の時間は、1回につき6時間とする。ただし、特に必要があると認めるときは、8時間以内の範囲で講習時間を延長することができる。

第3章の3 車両の使用制限等

(指示書)

- 第9条の8** 法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による車両の使用者に対する指示は、指示書(様式第29号)により行うものとする。

(車両の使用制限書)

- 第9条の9** 法第75条第9項(法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により車両の使用者に交付する文書は、車両の使用制限書(様式第30号)とする。

(報告又は資料の提出要求書)

第9条の10 法第75条の2の2に規定する報告又は資料の提出の要求は、報告資料提出
要求書(様式第30号の2)によって行うものとする。

第4章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第10条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げ
るものとする。

- (1) 交通の頻繁な道路において、自転車の運転の練習又は乗馬の練習をすること。
- (2) 交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるような方法でみだりに道路に泥土、
汚水、ごみ、くず、ガラス片、金属片等をまき、又は捨てること。
- (3) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (4) 交通の頻繁な道路において、たき火をすること。
- (5) 交通の妨害となるような方法でみだりに竹、木その他の物件を道路に突き出す
こと。
- (6) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつな
いでおくこと。
- (7) 車両の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (8) 競技場、興業場、駅又は停留場の付近の道路において、入場券、予想表その他の
物品を売買するため、他人の進路を妨げること。
- (9) 進行中の車両の中からみだりに身体又は物件を出すこと。
- (10) 道路において、みだりに爆竹、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類するもの
を使用すること。

(道路の使用許可)

第11条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければなら
ないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第5号、第
6号、第8号及び第9号に掲げる行為にあつては公職選挙法の規定によりすることが
できる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行うも
のを除く。

- (1) 道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又は道路においてこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会その他これらに類する催物を
すること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、ちょうちん行列、旗行列、音楽行進、パレー
ド、集団による行進(学生生徒等の遠足、修学旅行の隊列又は通常の冠婚葬祭等の
ための行進を除く。)等を行うこと。
- (4) 道路において、消防、避難、救護等の訓練を行うこと。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、
若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (6) 広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いを
して通行すること。
- (7) 道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。
- (8) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等のちらしその他のものをまき、又は交通の頻繁
な道路において通行する者にこれを交付すること。
- (9) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声機、
ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (10) 道路において、ロボットその他これに類するものを操縦すること。

第5章 運転免許

(免許の申請)

第11条の2 免許試験(仮運転免許の免許試験を除く。)を受けようとする者が法第96条の3に該当する者であるときは、運転免許(以下「免許」という。)の申請をする際に、取消処分者講習修了証書(様式第31号)を掲示しなければならない。

(免許の条件の解除等の審査の申請)

第12条 法第91条の規定により免許に付された条件(運転することができる自動車等の種類の限定を除く。)の解除又は変更の申請をしようとする者は、条件解除(変更)審査申請書(様式第32号)を提出するものとする。

2 令第32条の3、第32条の4、第32条の5第1項又は同条第2項に規定する緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者は、緊急自動車の使用者(令第13条で定める使用者をいう。)を通じて緊急自動車運転資格審査申請書(様式第33号)を提出するものとする。

(免許の保留等の事務の委任)

第13条 法第114条の2第1項の規定により次の各号に掲げる事務は、警察本部長が行うものとする。

- (1) 免許の保留及び免許の効力の停止並びにこれらの処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取に関する事務(公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取を行った事案を除く。)
- (2) 仮運転免許を与えること及び仮運転免許の取消しに関する事務

(試験の場所等)

第14条 免許試験は、次の各号に掲げる場所又はその周辺の道路において行う。

- (1) 兵庫県自動車運転免許試験場
明石市荷山町1649番地の2
- (2) 但馬運転免許センター
兵庫県養父市八鹿町朝倉下台48番地5
- (3) 警察本部長の指定する警察署及び警部派出所
- (4) 前各号に掲げる場所のほか、警察本部長の指定する場所

2 法第100条の2第1項に規定する再試験は、兵庫県自動車運転免許試験場又はその周辺道路において行う。

(旅客自動車運転教習施設の指定)

第15条 令第34条第3項第2号又は同条第4項第2号に規定する施設の指定を受けようとする者は、指定旅客自動車運転教習施設の指定申請書(様式第34号)を提出するものとする。

2 令第34条第3項第2号又は同条第4項第2号に規定する指定は、指定書(様式第35号)によって行うものとする。

(技能検定合格の証明)

第15条の2 法第99条の5第5項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、卒業検定にあっては卒業検定合格証明(様式第36号)、修了検定にあっては修了検定合格証明(様式第37号)により行うものとする。

(試験の順序等)

第16条 免許試験は、次の各号に掲げる試験の順序により行う。

- (1) 適性試験
- (2) 学科試験
- (3) 技能試験

(合格決定の取消しの通知等)

第17条 法第97条の3第2項に規定する通知は、運転免許試験合格決定取消通知書(様式第38号)によって行うものとする。

2 法第97条の3第3項の規定により免許試験の受験を停止した場合の通知は、運転免許試験受験停止通知書(様式第39号)によって行うものとする。

(免許用写真の添付が不要となる場合)

第17条の2 次の各号に掲げる申請又は申出をしようとする者は、当該申請又は申出を行う場合においては、免許用写真の添付を要しない。ただし、当該申請又は申出をしようとする者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せてしようとする場合又は法第103条若しくは第103条の2の規定により免許の効力を停止されているものである場合にあっては、この限りでない。

(1) 別表第4に掲げる者を經由して行う法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請

(2) 免許課長を經由して行う法第104条の4第1項後段に規定する他の種類の免許を受けたい旨の申出

(認知機能検査の申請)

第17条の3 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を受けようとする者は、講習予備検査(認知機能検査)申請書(様式第39号の2)を提出し、当該検査の受検の申請をするとともに、当該検査を受検する日時及び場所の指定を受けるものとする。

(臨時適性検査の通知等)

第18条 法第102条第6項及び107条の4第1項に規定する通知は、法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査にあっては臨時適性検査(基準該当者)通知書(様式第39号の3)により、法第102条第4項、同条第5項及び第107条の4第1項に規定する適性検査にあっては臨時適性検査通知書(様式第40号)により行うものとする。

2 法第90条第8項、第102条第4項、同条第5項、第103条第6項又は第107条の4第1項に規定する適正検査を行うときは検査依頼書(様式第41号)により、法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査を行うときは検査依頼書(基準該当者)(様式第41号の2)により当該検査を医師に依頼するものとする。

3 法第102条第5項に規定する適性検査の受検の申請をしようとする者は、臨時適性検査申請書(様式第41号の2の2)を提出するものとする。

4 法第90条第8項及び第103条第6項の規定による命令は、適性検査を受けるべき者に対して適性検査受検命令書(様式第41号の2の3)により、診断書を提出すべき者に対しては診断書提出命令書(様式第41号の2の4)により行うものとする。

(運転経歴証明書の交付申請)

第18条の2 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の様式は、様式第41号の3のとおりとする。

2 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書(様式第41号の4)により行うものとする。

(講習)

第19条 取消処分者講習を受けようとする者は、取消処分者講習受講の申請をし、取消処分者講習指定書(様式第42号)により、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるとともに、指定日において取消処分者講習受講申請書(様式第43号)及び講習用写真2枚を提出するものとする。

2 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習に係る免許の保留若しくは免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、

当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受ける者とする。

- 3 法第108条の2第1項第4号から第8号までに掲げる講習を受けようとする者は、取得時講習受講申請書(様式第43号の2)を提出し、講習の区分に応じてそれぞれ当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 4 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習受講申請書(様式第44号)を提出するものとする。
- 5 初心運転者講習を受けようとする者は、当該講習を受けることができる旨の通知を受けた後、初心運転者講習受講申請書(様式第45号)に初心運転者講習通知手数料納入書(様式第46号)を添えて提出し、当該講習の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 6 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けようとする者は、受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。この場合において、特定失効者は、更新時講習受講申請書(特定失効者用)(様式第46号の2)を提出するものとする。
- 7 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けようとする者は、高齢者講習受講申請書(様式第47号)を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 8 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習を行う旨の通知を受けた後、違反者講習受講申請書(様式第48号)を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 9 特定任意講習を受けようとする者は特定任意講習受講申請書(様式第49号)を、特定任意高齢者講習(簡易)を受けようとする者若しくは特定任意高齢者講習を受けようとする者又はチャレンジ講習を受けようとする者は任意高齢者講習受講申請書(様式第49号の2)をそれぞれ提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 10 認知機能検査講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書(様式第49号の3)を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。

(講習の時間)

第19条の2 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習のうち、教習指導員に対する講習時間は9時間、技能検定員に対する講習時間は10時間、卒業証明書又は終了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員に対する講習時間は6時間とする。

2 次の各号に掲げる講習の講習時間については、それぞれ当該各号に定める時間とする。

- (1) 特定任意講習 2時間
- (2) 特定任意高齢者講習(簡易) 1時間
- (3) 特定任意高齢者講習 3時間(講習規則第2条第1項第2号の表区分二の項に掲げる受講者に対して行うものにあつては、2時間30分)
- (4) チャレンジ講習 受講する者の身体機能の状況が、現実の運転に影響を及ぼしているかどうかを確認するための必要な時間
- (5) 認知機能検査員講習 5時間30分(講習規則第7条第2項第4号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者に対して行うものにあつては、3時間)

(取消処分者講習終了証書の交付等)

第20条 取消処分者講習を受けた者に対しては、取消処分者講習終了証書を交付するも

のとする。

- 2 公安委員会から取消処分者講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、取消処分者講習終了証書再交付申請書(様式第50号)に、当該講習終了証書(当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)及び写真を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。
- 3 指定講習機関から取消処分者講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、前項の取消処分者講習終了証書再交付申請書に、当該講習終了証書(当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)及び写真を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を指定講習機関に申請することができる。
- 4 指定講習機関は、前項の規定により取消処分者講習終了証書の再交付をしたときは、取消処分者講習終了証書再交付報告書(様式50号の2)により、公安委員会に報告しなければならない。

(取得時講習終了証明書の再交付)

第21条 規則第38条第15項の規定により、大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書又は応急救護処置講習(二)終了証明書の交付を受けた者が、交付を受けた講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、取得時講習終了証明書再交付申請書(様式第51号)に、それぞれ当該講習終了証明書(当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

(高齢者講習終了証明書の再交付)

第22条 規則第38条第15項の規定により、高齢者講習終了証明書の交付を受けた者が、交付を受けた当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、高齢者講習終了証明書再交付申請書(様式第52号)に、当該講習終了証明書(当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

(特定任意講習終了証明書の再交付)

第23条 規則第38条の2の規定により、特定任意講習終了証明書(講習規則別記様式第2号)の交付を受けた者が、交付を受けた当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定任意講習終了証明書再交付申請書(様式第53号)に、当該講習終了証明書(当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

(特定任意高齢者講習修了証明書等の再交付)

第23条の2 規則第38条の2の規定により、特定任意高齢者講習終了証明書(講習規則別記様式第3号)の交付を受けた者又はチャレンジ講習受講結果確認書(講習規則別記様式第1号)の交付を受けた者が、当該講習終了証明書又は当該受講結果確認書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したときは、任意高齢者講習終了証明書等再交付申請書(様式第53号の2)に、当該講習終了証明書又は当該受講結果確認書(当該講習終了証明書又は当該受講結果確認書を亡失し、若しくは滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該講習終了証明書又は当該受講

結果確認書の再交付を公安委員会に申請することができる。

(認知機能検査員講習修了証書の交付等)

第23条の3 認知機能検査員講習を受けた者に対しては、認知機能検査員講習修了証書(様式第53号の3)を交付するものとする。

- 2 前項の規定により、認知機能検査員講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査員講習修了証書再交付申請書(様式第53号の4)に、当該講習終了証書(当該講習修了書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会申請することはできる。

(指定講習機関の指定等)

第24条 法第108条の4第1項に規定する指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書(様式第54号)を提出するものとする。

- 2 法第108条の4第1項に規定する指定は、指定書(様式第55号)を交付して行うものとする。
- 3 法第108条の5第3項に規定する運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任の命令は、運転適性指導員等解任命令書(様式第56号)を交付して行うものとする。
- 4 法第108条の11第1項又は第2項に規定する指定の取消しは、指定講習機関の指定の取消通知書(様式第57号)を交付して行うものとする。
- 5 指定講習機関に関する規則第4条第1項及び第3項に規定する公示事項等の変更の届出は、指定講習機関に係る公示事項等変更届(様式第58号)を提出して行うものとする。
- 6 指定講習機関に関する規則第7条第5号に規定する運転習熟指導員についての技能及び知識に関する審査に合格した者には、運転習熟指導員審査合格証(様式第59号)を交付するものとする。
- 7 指定講習機関に関する規則第9条第1項に規定する講習業務規程の認可の申請は講習業務規程認可申請書(様式第60号)を、同条第2項に規定する講習業務規程の変更の認可の申請は講習業務規程変更認可申請書(様式第61号)を提出して行うものとする。
- 8 指定講習機関に関する規則第14条に規定する特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可の申請は、講習の休廃止の許可申請書(様式第62号)を提出して行うものとする。

(免許証の返納)

第25条 法第104条の4第1項及び第107条第1項の規定により免許証を返納しようとする者は、当該免許証に運転免許証返納書(様式第63号)を添えるものとする。

(運転免許取得者教育の認定)

第26条 法第108条の32の2第1項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者教育認定申請書(様式第64号)を提出するものとする。

- 2 法第108条の32の2第1項に規定する認定は、認定書(様式第65号)を交付して行うものとする。
- 3 法第108条の32の2第5項に規定する認定の取消しは、運転免許取得者教育認定取消通知書(様式第66号)を交付して行うものとする。
- 4 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項及び第3項に規定する公示事項等の変更の届出は、認定教育実施者に係る公示事項等変更届(様式第67号)を提出して行うものとする。
- 5 運転免許取得者教育に関する規則第13条に規定するフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」と

いう。) X 6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

6 運転免許取得者教育に関する規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次の各号に掲げる方式に従って行わなければならない。

(1) トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 6225に規定する方式

(2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X 0605に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本工業規格 X 0208附属書 1 に規定する方式

7 運転免許取得者教育に関する規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X 0201及び X 0208に規定する図形文字並びに日本工業規格 X 0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

8 運転免許取得者教育に関する規則第13条に規定するフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 6223に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

別表第 1 (第 1 条関係)

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、川辺郡及び加古郡

別表第 1 の 2 (第 1 条関係)

兵庫県篠山警察署長 兵庫県丹波警察署長 兵庫県社警察署長 兵庫県加西警察署長 兵庫県西脇警察署長 兵庫県姫路警察署長 兵庫県飾磨警察署長 兵庫県網干警察署長 兵庫県福崎警察署長 兵庫県たつの警察署長 兵庫県相生警察署長 兵庫県赤穂警察署長 兵庫県佐用警察署長 兵庫県宍粟警察署長 兵庫県朝来警察署長 兵庫県養父警察署長 兵庫県豊岡南警察署長 兵庫県豊岡北警察署長 兵庫県美方警察署長 兵庫県洲本警察署長 兵庫県淡路警察署長 兵庫県南あわじ警察署長

別表第 4 (第17の 2 条関係)

免許課長 兵庫県篠山警察署長 兵庫県丹波警察署長 兵庫県社警察署長 兵庫県加西警察署長 兵庫県西脇警察署長 兵庫県姫路警察署長 兵庫県飾磨警察署長 兵庫県網干警察署長 兵庫県福崎警察署長 兵庫県たつの警察署長 兵庫県相生警察署長 兵庫県赤穂警察署長 兵庫県佐用警察署長 兵庫県宍粟警察署長 兵庫県朝来警察署長 兵庫県養父警察署長 兵庫県豊岡南警察署長 兵庫県豊岡北警察署長 兵庫県美方警察署長 兵庫県洲本警察署長 兵庫県淡路警察署長 兵庫県南あわじ警察署長